

聖徳大学動物実験指針

改正 平成26年8月29日

動物実験は栄養学、医学、生物学等の研究活動を支える重要な手段として人類の福祉及び健康の増進に多くの恩恵をもたらしている。こうした動物実験に対して、動物の居住環境を整え、動物に出来る限り苦痛を与えないような一定の措置をとることによって所期の成果が期待できる。このような動物の福祉への配慮はすでに「動物の保護及び管理に関する法律」及び「実験動物の飼養及び保管等に関する基準（総理府告示第6号）」に明示されているところであって、再現性を求める科学的な研究の必要性と矛盾するものではなく動物実験を行う上できわめて肝要なことであると考えられる。ただし、「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することなく、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱わなければならない。

聖徳大学は、学内で行われる動物実験に関し、これらの基本的要件を満たす必要があるとの認識に立ち、動物実験指針を以下のように定める。

（目的）

第1条 この指針は、聖徳大学及び聖徳大学短期大学部（以下「本学」という。）における動物実験に関し実験者が遵守すべき基本的事項を定め、科学的及び動物福祉の観点から、適正かつ有効な動物実験の実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この指針は、本学において実施される全ての動物実験に適用する。

（管理運営体制）

第3条 動物実験に関し、必要な指導・助言を行うため、学校法人東京聖徳学園組織規程第24条の2の規定に基づき、本学に動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（実験計画の立案）

第4条 実験者は、実験計画の立案に当り実験目的に沿って適正な供試動物の選択及び実験方法の検討を行うと同時に、適正な飼育環境等の条件を確保する。

2 実験者は、必要に応じて、動物実験施設等の管理者の協力を得たり、動物実験委員会等の指導助言を求め、有効適切な実験を行うよう努めるものとする。

3 実験者は実験目的に適した動物の種および系統の選定、実験成績の精度および再現性を確保する必要最小限の動物数、遺伝学的・微生物学的品質ならびに飼養育条件等を考慮する必要がある。特に微生物学的品質に関しては施設管理者の指示に従う。

（動物の導入と検疫）

第5条 実験者は動物を施設へ導入するに当たり、発注条件ならびに異常・死亡の有無を確認する。

2 実験者、動物実験施設管理者（以下「施設管理者」という。）は必要に応じて、導入された動物について伝染病その他の疾病の検疫を実施する。また、検疫期間中に動物を新しい飼育環境に馴化させるように努める。

(実験動物の飼育管理)

第6条 実験者並びに施設管理者は、協力して動物室の施設・設備の適切な維持・管理に努め給餌・給水等適切な飼育管理を行わなければならない。

- 2 実験者並びに施設管理者は、協力して実験中の動物についてはもちろんのこと、施設への導入時から実験終了時に至る全ての期間にわたって動物の状態を詳細に観察し、適切な処置を施さなければならない。
- 3 実験者は科学的及び動物福祉の観点から適切な実験操作を施さなければならない。このため麻酔等の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮する。実験者は実験操作について必要な場合には施設管理者、実験動物の専門家あるいは委員会に判断を求める。
- 4 実験者は適切な方法によって供試動物の識別を行い、動物の由来、系統、導入月日、実験者氏名、実験開始日、実験内容等の検索を可能にしておく。

(実験終了時の処置)

第7条 実験者は、実験を終了又は中止した動物を処置するときは致死量以上の麻酔薬の投与もしくはその他適切な方法によって、速やかに動物を苦痛から解放させるように努める。

- 2 実験者は、実験方法及び実験成績の記録はもとより、飼育環境の条件等についても記録し、必要な期間保管する。
- 3 実験者は、動物の死体・糞尿または悪臭等によって、人の健康及び生活環境が損なわれないように努める。
- 4 実験者は、本実験指針に従って責任を持って動物死体・糞尿等を処理する。

(安全管理等に特に注意を払う実験の実施)

第8条 特定の物理的・化学的に危険な材料又は病原体を取り扱う動物実験においては、施設管理者と協力して人及び他の動物の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染等により動物が障害を受け、実験データの信頼性が損なわれることのないよう十分に配慮する。なお、実験施設の周囲の汚染防止についても施設・設備の状況を踏まえつつ特別の注意を払うことが必要である。

- 2 遺伝子導入動物を取り扱う動物実験においては、実験の安全確保のため飼育室、実験室に当該動物の習性に応じた適切な逃亡防止策を講ずることが必要である。

(雑則)

第9条 この指針を定めるもののほか、動物実験の実施に関し必要と認める事項については、学長が別に定める。

附 則

この指針は、平成15年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。